

5歳から11歳の子供に対するファイザー製ワクチンの接種実施を決定した旨の豪首相府メディア・リリース

【ポイント】

- 来年1月10日(日)からファイザー製ワクチンの5歳から11歳(約230万人)への接種を開始することが正式に決定され、12月下旬からワクチン接種の予約が可能となります。
- 2回の投与間隔は8週間を推奨しており、感染拡大状況下などの特別な状況においては3週間に短縮可能です。
- 新型コロナへの感染による症状の予防に90%以上有効であることが示されており、接種に伴う副作用のほとんどは軽度で一過性であることが実証されています。

【本文】

12月10日(金)、モリソン首相は、ハント保健大臣との連名で、来年1月10日(日)から5歳から11歳の子供に対するファイザー製ワクチンの接種実施を決定した旨のメディア・リリースを発出しましたので、下記にその概要をお伝えいたします。

発表の原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.pm.gov.au/media/new-approval-allows-australia-rollout-covid-19-vaccines-5-11-year-olds>

1 豪州の新型コロナワクチン接種プログラムは、豪州の予防接種技術諮問グループ(ATAGI)からの勧告を踏まえ、来年1月10日(日)より5歳から11歳の全ての子供に拡大されます。

2 ATAGIの専門家は、新型コロナへの感染による深刻な症状の予防に役立てるために、5歳から11歳の全ての子供がファイザー製ワクチンを利用できるようにすることを推奨しています。

この年齢層のワクチンは、12歳以上の人に与えられる投与量の3分の1となります。

1月10日(日)からの開始に向けた次のステップとして、医療提供者向けの小児特有のワクチン接種訓練と、治療製品管理局(TGA)による用量のバッチテストが行われます。

3 ATAGIはワクチンの2回投与に際し、8週間の間隔を推奨しました。

これは、感染拡大状況下などの特別な状況においては3週間に短縮可能です。

臨床試験において、2回目のワクチン接種の7日後から、新型コロナへの感染による症状の予防に90%以上有効であることが示されています。

ワクチンは忍容性が高く、ワクチン接種に伴うほとんどの副作用は軽度で一過性であることが実証されました。

新型コロナ感染症に感染したほとんどの子供は軽度または全く症状がみられませんが、一部の子供は重度の症状を発症し、コロナ関連の合併症で数か月間にわたって症状が続く可能性があります。

4 TGAとATAGIは、6歳から11歳の子供向けのモデルナ・ワクチンについても評価を進めており、今後数週間以内に助言が出されることが期待されています。

5 これまでのところ、米国では5歳から11歳の約500万人の子供がファイザー製ワクチンを少なくとも1回接種し、約140万人が2回接種しています。

6 当該年齢層の子供を持つ両親、介護者、保護者は12月下旬からワクチン接種の予約が可能となります。

子供向けのワクチンは、一般診療所、先住民医療施設、一般診療所(GP)、地域の薬局、州及び準州の診療所を通じて利用できるようになります。

各診療所は、5歳から11歳の子供にワクチンを提供するかどうかを決定し、州及び準州は学校ベースでの接種プログラムに責任を負い、必要に応じて詳細情報を提供します。

7 予防接種を受けることに関する判断に当たっては、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただいた上で、当局のウェブサイトなどによる最新情報をご確認いただくようお願いいたします。

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>
A C T 政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>
豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>
豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>
豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney
Level 12、1 O'Connell Street、Sydney NSW 2000 Australia
代表電話（61-2）9250-1000
Fax（61-2）9252-6600
Web：https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
Email：japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>
（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>
（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>